

子教第2286号
令和2年12月25日

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

市町村立学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項
等について（依頼）

県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和2年12月15日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されています。

これを受け、県立学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとする旨、本日、別添写しのとおり各県立学校長へ通知しましたので、参考のため送付します。貴教育委員会所管の各学校における授業及び部活動等の実施に当たっては、現在の感染状況に応じた授業実施上の留意事項をまとめた別紙1及び、同じく部活動実施上の留意事項をまとめた別紙2を参考に、適切に取り扱うようお願いいたします。

また、このような感染状況が継続している中、学校に登校することに不安を感じている児童・生徒、保護者もいます。貴教育委員会所管の各学校においては、そうした児童・生徒、保護者の気持ちに寄り添い、出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱うようお願いいたします。その際、「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒の学びの保障に取り組むよう改めてお願いいたします。

さらに、知事から新型インフルエンザ等特別措置法第24条9項に基づき、県民に向けて、基本的な感染防止対策をあらゆる場面で徹底することや、人との接触機会を減らすため、外出は可能な限り自粛するよう要請されていることから、感染防止対策を改めて徹底するようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて依頼します。

＊ 県内市町村立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況（県教育委員会把握分 令和2年12月24日現在）

(1) 月別感染状況

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
児童・生徒	高等学校	0	0	0	0	0	2	0	1	8	11	22
	中学校	0	3	2	1	2	17	17	28	49	62	181
	小学校	1	9	2	2	9	61	41	54	51	88	318
	特別支援学校	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
教職員	高等学校	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	7
	中学校	0	1	0	0	1	1	2	1	5	5	16
	小学校	0	2	0	0	4	11	2	4	7	11	41
	特別支援学校	0	0	0	0	3	1	0	0	0	2	6
計		1	16	4	3	19	93	63	88	125	181	593

(2) 臨時休業（学校の全部）の状況（6月から12月まで）

校種	校数
高等学校	5
小学校	60
中学校	34
特別支援学校	5
計	104

※ 臨時休業実施校数には、児童・生徒の感染者の発生によるもの、教職員の感染者の発生によるもののいずれも含んでいる。

問合せ先
 教育指導グループ 本間
 TEL 045-210-8217
 小中学校生徒指導グループ 長田
 TEL 045-210-8292



高第 3681 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

県立高等学校等における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に係る留意
事項等について（通知）

このことについて、県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和 2 年 11 月 20 日付け高第 3306 号教育長通知「県立高等学校等の令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について」により、概ね年度内は、登校については「時差通学」の時間帯を拡大して継続すること、授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施することとしたところです。

県立高等学校等の教育活動の実施に当たって、各教科・科目等の授業については、令和 2 年 7 月 10 日付け高校教育課長通知「県立高校等の今後の教育活動に関する留意事項について」において示した当面の間の授業実施上の留意点を踏まえて、また、部活動については、令和 2 年 7 月 3 日付け保体第 1530 号保健体育課長、高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における『通常登校』に向けた部活動の再開ガイドラインについて」において示した部活動に係る留意事項を踏まえて取り組んでいただいています。

そうした中、県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和 2 年 12 月 15 日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されており、県立学校においても児童・生徒の感染者数が増えている状況*です。これまでも、県内の感染状況に応じた対応をとってきましたが、感染が拡大している局面においては、教育活動の実施に当たり、より慎重に対応することが必要です。

については、現時点の感染状況を踏まえ、県立高等学校等における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとします。各学校の授業及び部活動等の実施に当たっては、現在の感染状況に応じた授業実施上の留意事項をまとめた別紙 1 及び、同じく部活動実施上の留意事項をまとめた別紙 2 に基づき、適切に取り扱うようお願いいたします。

また、このような感染状況が継続している中、学校に登校することに不安を感じている生徒、保護者もいます。各学校においては、そうした生徒、保護者の気持ちに寄り添い、出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱うようお願いいたします。その際、「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該生徒の学びの保障に取り組むよう改めてお願いいたします。

さらに、知事から新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条 9 項に基づき、県民に向けて、基本的な感染防止対策をあらゆる場面で徹底することや、人との接触機会を減らすため、外出は可能な限り自粛するよう要請されていることから、教職員一人ひとりが、別添の「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底するよう改めて御指導ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、

今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

* 県立学校における児童・生徒の月別感染者数（令和2年12月24日14時現在）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
高等学校・中等教育学校	0	1	0	6	27	13	7	20	46	120
特別支援学校	0	0	1	0	2	5	0	5	3	16
計	0	1	1	6	29	18	7	25	49	136

* 県立学校における学校の全部の臨時休業実施校数（令和2年12月24日14時現在）

高等学校 10校（延べ14回）

特別支援学校 6校（延べ7回）

※ 臨時休業実施校数には、児童・生徒の感染者の発生によるもの、教職員の感染者の発生によるもののいずれも含んでいる。

※ 「別紙1」及び「別紙2」は、教育活動の実施に当たり、現時点での県内の感染状況に応じて感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続するための実施上の留意事項をまとめたものです。今後、県内の感染状況が落ち着いた場合には、令和2年7月10日付け高校教育課長通知「県立高校等の今後の教育活動に関する留意事項について」において示した当面の間の授業実施上の留意点及び、令和2年7月3日付け保体第1530号保健体育課長、高校教育課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における『通常登校』に向けた部活動の再開ガイドラインについて」において示した部活動実施上の留意事項を踏まえて実施していただくこととなります。



問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045) 210-8260 (直通)

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話 (045) 210-8312 (直通)

別紙1

県立高等学校等における令和3年1月1日以降の授業実施上の留意事項

県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和2年12月15日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されており、県立学校においても児童・生徒の感染者数が増えている状況であることを踏まえ、県立高等学校等における令和3年1月1日以降の各教科・科目等の授業実施上の留意事項を取りまとめましたので、各学校の授業の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、次の1及び2に基づき、適切に取り扱うようお願いいたします。

なお、今後の県内の感染状況により、今回の留意事項に関する内容を変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項

- 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
- 生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。
- ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

理科	<ul style="list-style-type: none">○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
保健体育	<ul style="list-style-type: none">○十分な身体的距離を確保できない状況においては、十分な呼吸ができなくなるリスクがある場合を除いて、マスクを着用させること。○用具・ボール等の共用はできるだけ避け、やむを得ない場合は特定の少人数で使用し、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うとともに、身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は極力避けること。○特に体育館などの屋内において実技を行う場合は、呼気が激しくならないよう生徒の運動量を調整すること。

音楽	<p>○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにする。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱させることから、生徒の体調に留意すること。</p> <p>○楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにすること。</p>
美術・工芸	<p>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
書道	<p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
外国語	<p>○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</p>
家庭	<p>○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用を1台につき生徒2名までとする、対面にならないよう配置するなどの工夫をすること。</p> <p>○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</p>

情報	<p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>
農業	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。(実習製品等の販売については職員が行う)</p> <p>○農場施設内(温室、ビニールハウスなど含む)や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>
工業	<p>○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○技術指導、安全指導などは、ICTの活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>
商業	<p>○生徒による外部への販売実習は避けること。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。</p> <p>○生徒が共用して触れるパソコン等機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>

水産	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。(実習製品等の販売については職員が行う)</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p> <p>○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(湘南丸用)」に基づき実施する。特に、食事や入浴など飛沫感染するリスクの高い作業等については、必要な感染防止措置を取ること。</p> <p>○船内は、ルビスタ等を用いて、定期的に消毒を行うとともに、送風機等を用いて換気を徹底すること。</p>
看護・福祉	<p>○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、必要な感染防止措置を取った上で最低限の回数にとどめること。</p> <p>○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は避けること。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>

別紙2

県立高等学校等における令和3年1月1日以降の部活動実施上の留意事項

県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和2年12月15日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されており、県立学校においても児童・生徒の感染者数が増えている状況であることを踏まえ、県立高等学校等における令和3年1月1日以降の部活動の取扱い及び実施上の留意事項を取りまとめましたので、各学校の部活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、次の1～6に基づき、適切に取り扱うようお願いいたします。

なお、今後の県内の感染状況により、今回の留意事項に関する内容を変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

1 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

- ・当面、校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。
※県高校総体スキー競技（長野県）を含む

2 地区及び県域での公式大会・コンクール等

- ・当面、校長の判断の下、参加の可否を決定することとする。
- ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、実施会場と調整の上、校長の判断の下、実施の可否を決定することとする。
※学校関係団体等が主催する事業を含む。

3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、当面、中止とする。
- ・泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、当面、中止とする。ただし、「公式大会やコンクール等が、4週間以内に予定されている部活動」については、各校の校長判断とする。

※年内については、国の「Go To トラベル事業」が12月28日から1月11日までの間、全国一斉に一時停止されたことの趣旨を踏まえ、適切に活動すること。

4 通常の部活動の実施形態等

形態	・ 万全な感染防止対策を講じた上での活動 ・ 感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
範囲	・ 地区及び県域での公式大会やコンクール等については、各校の校長判断で実施する
指導者	・ 部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は可能な限り避けること ・ 大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること

5 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）

- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな発声を控えること。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ではないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合や生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、

生徒との距離を十分に確保すること。

- ・文化部活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用すること。歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

6 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅中などの機会に感染した可能性があるとされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層徹底するようお願いいたします。

※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。

なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

特第 1454 号
令和 2 年 12 月 25 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

県立特別支援学校における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に係る留意
事項等について（通知）

このことについて、県立特別支援学校においては、令和 2 年 11 月 20 日付け特第 1339 号教育長通知「県立特別支援学校の令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について」により、概ね年度内は、「時差通学・短縮授業」を継続することとしたところです。

各学校における、教育活動実施に当たっての学校の保健管理については、令和 2 年 12 月 11 日付け通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」により、ガイドラインに基づく感染症予防対策を実施するとともに、児童・生徒等への指導の徹底を図るようお願いしているところです。また、部活動については、令和 2 年 8 月 26 日付け特第 1289 号教育長通知「県立特別支援学校の 8 月 31 日以降の授業等の教育活動について」において示した、「県立特別支援学校における 8 月 31 日からの部活動ガイドライン」により、部活動に係る留意事項を踏まえ、各学校の実情に応じて必要な感染防止対策を講じながら取り組んでいただいています。

そうした中、県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和 2 年 12 月 15 日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されており、県立学校においても児童・生徒の感染者数が増えている状況*です。これまでも、県内の感染状況に応じた対応をとってきましたが、感染が拡大している局面においては、教育活動の実施に当たり、より慎重に対応することが必要です。

については、現時点の感染状況を踏まえ、県立特別支援学校における令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとします。各学校の教育活動実施に当たっては、引き続き、「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン（令和 2 年 12 月 11 日）」に基づく感染症予防対策を実施するとともに、授業の実施については、別紙 1 の「県立高等学校等における令和 3 年 1 月 1 日以降の授業実施に係る留意事項について」を参考とし、部活動の実施については、別紙 2 の「県立特別支援学校における年末年始休業以降の部活動実施に係る留意事項について」に基づき、適切に取り扱うようお願いします。

また、このような感染状況が継続している中、学校に登校することに不安を感じている児童・生徒等、保護者もいます。各学校においては、そうした児童・生徒等、保護者の気持ちに寄り添い、出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱うようお願いします。その際、「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性

についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むよう改めてお願いします。

さらに、知事から新型インフルエンザ等特別措置法第24条9項に基づき、県民に向けて、基本的な感染防止対策をあらゆる場面で徹底することや、人との接触機会を減らすため、外出は可能な限り自粛するよう要請されていることから、教職員一人ひとりが、別添の「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底するよう改めて御指導ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

* 県立学校における児童・生徒の月別感染者数（令和2年12月24日14時現在）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
高等学校・中等教育学校	0	1	0	6	27	13	7	20	46	120
特別支援学校	0	0	1	0	2	5	0	5	3	16
計	0	1	1	6	29	18	7	25	49	136

* 県立学校における学校の全部の臨時休業実施校数（令和2年12月24日14時現在）

高等学校 10校（延べ14回）

特別支援学校 6校（延べ7回）

※ 臨時休業実施校数には、児童・生徒の感染者の発生によるもの、教職員の感染者の発生によるもののいずれも含まれている。

※ 「別紙1」及び「別紙2」は、教育活動の実施に当たり、現時点での県内の感染状況に応じて感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続するための実施上の留意事項をまとめたものです。今後、県内の感染状況が落ち着いた場合には、令和2年8月26日付け「県立特別支援学校における8月31日からの部活動ガイドライン」において示した留意事項を踏まえて実施していただくことになります。

問合せ先

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話 045 (210) 8276 (直通)

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話 045 (210) 8312 (直通)

別紙1

県立高等学校等における令和3年1月1日以降の授業実施上の留意事項

県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和2年12月15日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されており、県立学校においても児童・生徒の感染者数が増えている状況であることを踏まえ、県立高等学校等における令和3年1月1日以降の各教科・科目等の授業実施上の留意事項を取りまとめましたので、各学校の授業の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、次の1及び2に基づき、適切に取り扱うようお願いいたします。

なお、今後の県内の感染状況により、今回の留意事項に関する内容を変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項

- 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
- 生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。
- ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

理科	<ul style="list-style-type: none">○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
保健体育	<ul style="list-style-type: none">○十分な身体的距離を確保できない状況においては、十分な呼吸ができなくなるリスクがある場合を除いて、マスクを着用させること。○用具・ボール等の共用はできるだけ避け、やむを得ない場合は特定の少人数で使用し、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うとともに、身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は極力避けること。○特に体育館などの屋内において実技を行う場合は、呼気が激しくならないよう生徒の運動量を調整すること。

音楽	<p>○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにする。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱させることから、生徒の体調に留意すること。</p> <p>○楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔（できるだけ2メートル、最低でも1メートル以上確保）を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにすること。</p>
美術・工芸	<p>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
書道	<p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
外国語	<p>○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</p>
家庭	<p>○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用を1台につき生徒2名までとする、対面にならないよう配置するなどの工夫をすること。</p> <p>○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</p>

情報	<p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>
農業	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。(実習製品等の販売については職員が行う)</p> <p>○農場施設内(温室、ビニールハウスなど含む)や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>
工業	<p>○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○技術指導、安全指導などは、ICTの活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>
商業	<p>○生徒による外部への販売実習は避けること。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。</p> <p>○生徒が共用して触れるパソコン等機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>

水産	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は避けること。(実習製品等の販売については職員が行う)</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p> <p>○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(湘南丸用)」に基づき実施する。特に、食事や入浴など飛沫感染するリスクの高い作業等については、必要な感染防止措置を取ること。</p> <p>○船内は、ルビスタ等を用いて、定期的に消毒を行うとともに、送風機等を用いて換気を徹底すること。</p>
看護・福祉	<p>○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、必要な感染防止措置を取った上で最低限の回数にとどめること。</p> <p>○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は避けること。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>

別紙2

県立特別支援学校における令和3年1月1日以降の部活動実施上の留意事項

県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、令和2年12月15日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の際に発出された知事メッセージにおいて、改善の兆候が見られず、厳しい状況が継続していることが示されており、県立学校においても児童・生徒の感染者数が増えている状況であることを踏まえ、県立特別支援学校における年末年始休業以降の部活動の取扱い及び実施上の留意事項を取りまとめましたので、各学校の部活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、次の1～6に基づき、適切に取り扱うようお願いします。

なお、今後の県内の感染状況により、今回の留意事項に関する内容を変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

1 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

- ・当面、校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。

2 地区及び県域での公式大会・コンクール等

- ・当面、校長の判断の下、参加の可否を決定することとする。
 - ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、実施会場と調整の上、校長の判断の下、実施の可否を決定することとする。
- ※学校関係団体等が主催する事業を含む。

3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、当面、中止とする。
- ・泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、当面、中止とする。ただし、「公式大会やコンクール等が、4週間以内に予定されている部活動」については、各校の校長判断とする。

※年内については、国の「Go To トラベル事業」が12月28日から1月11日までの間、全国一斉に一時停止されたことの趣旨を踏まえ、適切に活動すること。

4 通常の部活動の実施形態等

形態	・ 万全な感染症対策を講じた上での活動 ・ 感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
範囲	・ 地区及び県域での公式大会やコンクール等については、各校の校長判断で実施する
指導者	・ 校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること ・ 大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること

5 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）

- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな発声を控えること。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ではないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合や生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、

生徒との距離を十分に確保すること。

- ・文化部活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用すること。歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

6 その他

- ※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。
- ※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅中などの機会に感染した可能性があるとされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層徹底するようお願いします。
- ※ 家庭の判断で行う自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。
- ※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。
なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。